

協会だより

◎今後の予定

- ・12月17日（金）運営委員会
- ・1月21日（金）新年交流会 / ヴィアーレ大阪
- ・2月 未定 事務局長会議

新年交流会 1月21日（金）決定

- ・日時：令和4年1月21日（金）17時から
- ・場 所：ヴィアーレ大阪
- ・会費 10,000円 是非、ご参加下さい。

- * ご来場の際は検温、手指のアルコール消毒及びマスクの着用にご協力を願います。今回は交流会のみとし、パーティション設置、4名様着席にて飲食中は黙食、立ち歩かないなど感染拡大防止へのご配慮をお願い申し上げます。

大阪府から 中小法人・個人事業者等に対する一時支援金

大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者等に対し、幅広く事業継続等を支援するため、下記の通り「一時支援金」を支給しています。

この「一時支援金」の受付期間は、令和3年12月24日(金)までとなっておりますので、お知らせします。つきましては、本件についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体（社）内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

<制度の概要>

- ・受付期間 令和3年11月5日(金)から **12月24日(金)まで**
- ・申請方法 原則、オンラインで申請受付（オンライン申請ができない方は郵送申請）
【参考】大阪府ウェブページ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html>
- ・対象者 大阪府内に主たる事業所のある中小法人等及び府内に住所のある個人事業者等
※「主たる事業所」「住所」とは確定申告書類に記載の所在地（納税地）を言います。
- ・要件 国の「月次支援金」（今年4～8月分のいずれか）を受け取っている中小法人・個人事業者等
《対象外》大阪府の「営業時間短縮等協力金」「大規模施設等協力金」の支給対象者、「酒類販売事業者支援金」の受給者 等
（詳細な要件は募集要項等でご確認ください）
【参考】国の「月次支援金」
https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuiji_shien/index.html
- ・支給額 中小法人等：50万円、個人事業者等：25万円
（1事業者に対し1回の支給）

事務局より

今年も残り少なくなってまいりました。

日頃は、当協会の活動にご参加、ご支援頂き厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で2年にわたり皆様にもお会いする機会が減り、とても残念です。

来年こそは活動ができるような企画等を実行していきたいと考えております。

今後とも当協会の活動にご支援、ご協力よろしくお願いいたします。

- * 今年の冬は寒くなるそうです。
皆様体調にはくれぐれも、ご自愛ください。

